

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア） 社会保険労務士の登録を受けていないFPが、顧客に対して「ねんきんネット」の説明と「ねんきんネット」を使用した顧客の年金見込額の試算を行い、顧客から報酬を受け取った。
- （イ） 税理士の登録を受けていないFPが、自治体主催の無料相談会において、相談者からの依頼に基づき、無償で確定申告書の作成を代行した。
- （ウ） 弁護士の登録を受けていないFP（遺言者や公証人と利害関係はない成年者）が、顧客から依頼されて公正証書遺言の証人となり、顧客から適正な報酬を受け取った。
- （エ） 生命保険募集人、保険仲立人または金融サービス仲介業の登録を受けていないFPが、保険募集を目的として提携している保険代理店の取り扱っている生命保険の商品説明を相談者に行い、保険の加入を促した。

問2

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」および著作権法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 個人情報保護法において、個人情報取扱事業者のパソコンが、ランサムウェアにより個人データが暗号化され復元できなくなった場合であっても、個人データが漏えいしたことが明らかでなければ個人情報保護委員会への報告義務はない。
2. 個人情報保護法において、個人情報取扱事業者が顧客に配信しているメールマガジンの設定を誤り、BCC欄に入力すべき300件の特定の個人を識別することができるメールアドレスをすべてCC欄に入力して一括送信してしまった場合であっても、個人情報保護委員会への報告義務はない。
3. 著作権法において、自身が紹介された新聞紙面の記事をコピーし、不特定多数の参加者向けの講演会資料として配布する場合、当該新聞社の許諾を得る必要はない。
4. 著作権法において、公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、出典や著作者名を明記したときは、引用部分を明確に区別する必要はない。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

青山さんは、2019年7月に購入し、特定口座（源泉徴収選択口座）で保有している国内公募追加型株式投資信託PAファンドの売却を検討している。下記＜資料＞に基づき、PAファンドを一部解約した場合の譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、計算過程および解答に当たっては、円未満の端数が生じた場合には、円未満の端数を切り捨てること。

＜資料＞

[購入時の条件]

口数（当初1口＝1円）	100万口
基準価額（1万口当たり）	8,950円
購入時手数料率（消費税抜き、外枠）	2.0%

※購入時手数料には消費税（8%）が課税された。

[解約時の条件]

口数（当初1口＝1円）	50万口
基準価額（1万口当たり）	10,780円
信託財産留保額の料率	基準価額の0.1%

1. 65,036円
2. 81,295円
3. 82,011円
4. 91,500円

問4

松尾さんは、保有しているTC投資信託（国内公募追加型株式投資信託）の収益分配金を2024年10月に受け取った。TC投資信託の運用状況が下記＜資料＞のとおりである場合、普通分配金と収益分配後の個別元本の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜資料＞

[松尾さんが保有するTC投資信託の収益分配金受取時の状況]

収益分配前の個別元本：18,540円

収益分配前の基準価額：18,670円

収益分配金：350円

収益分配後の基準価額：18,320円

1. 普通分配金：130円 収益分配後の個別元本：18,320円
2. 普通分配金：220円 収益分配後の個別元本：18,410円
3. 普通分配金：350円 収益分配後の個別元本：18,190円
4. 普通分配金：350円 収益分配後の個別元本：18,320円

問5

下記＜資料＞に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入すること。

＜資料＞

株価	5,000円
1株当たり当期純利益	445円
1株当たり純資産	4,280円
1株当たり年間配当金	163円

- ・ 配当性向は、（ア）％である。
- ・ PER（株価収益率）は、（イ）倍である。

1. (ア) 3.26 (イ) 1.17
2. (ア) 3.26 (イ) 11.24
3. (ア) 36.63 (イ) 1.17
4. (ア) 36.63 (イ) 11.24

問6

個人向け国債に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。

種類	変動10年	固定5年	固定3年
利払い	（ア）		
金利設定方法	基準金利×（イ）	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
金利の下限	0.05%（年率）		
購入単価（販売価格）	1万円以上1万円単位		
中途換金	原則として発行後1年経過すれば可能。ただし、直前（ウ）回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれる。		
発行頻度	（エ）		

<語群>

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. 毎月（年12回） | 2. 半年ごと（年2回） | 3. 1年ごと（年1回） |
| 4. 0.33 | 5. 0.55 | 6. 0.66 |
| 7. 2 | 8. 3 | 9. 4 |

問9

佐久間さん夫妻は、2025年3月にマイホームとして販売価格6,980万円（うち消費税380万円）のマンションを購入する予定である。このマンションの販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10%とし、計算結果については万円未満の端数が生じた場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問10

長岡さんは、居住している自宅マンションを売却する予定である。売却に係る状況が下記＜資料＞のとおりである場合、所得税に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値および語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

取得日：2020年1月24日

売却予定日：2025年3月27日

取得費：5,050万円

譲渡価額：8,500万円

譲渡費用：300万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

長岡さんがこのマンションを売却した場合の特別控除後の譲渡所得の金額は（ア）万円となり、課税（イ）譲渡所得として扱われる。

1. (ア) 150 (イ) 短期
2. (ア) 450 (イ) 短期
3. (ア) 150 (イ) 長期
4. (ア) 450 (イ) 長期

- ・ 山本さんが45歳の時に、交通事故に遭い、40日間継続して入院し、その間に公的医療保険制度の対象となる手術を受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金等の合計は（ア）万円である。
- ・ 山本さんが45歳の時に、初老期における認知症（公的介護保険制度における特定疾病に該当する約款所定の認知症）により、公的介護保険制度における要介護2と認定された場合、保険会社から支払われる保険金・給付金等の合計は（イ）万円である。なお、特約の保険期間満了まで山本さんは生存しているものとする。
- ・ 山本さんが45歳の時に、余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額は（ウ）万円である。なお、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。

問 12

妹尾啓さんは、老後の生活資金を準備するために、下記<資料>の個人年金保険への加入を検討しており、FPの木内さんに質問をした。木内さんが行った個人年金保険に関する次の(ア)～(エ)の説明について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、啓さんは他の個人年金保険に加入しておらず、保険料はすべて啓さんが負担するものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[個人年金保険 提案書 (抜粋)]	
保険契約者：妹尾 啓 様 被保険者：妹尾 啓 様 (契約年齢：35歳) 年金受取人：妹尾 啓 様 死亡給付金受取人：妹尾 由佳 様 (妻)	契約日：2025年2月1日 保険料払込期間：65歳払込満了 保険料：16,000円 (月払い) ※税制適格特約付加
◆ご契約内容 基本年金額：60万円 (65歳年金支払開始・10年確定年金) ※年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、残存期間分の年金が支払われます。	

- (ア)「啓さんは、個人年金保険料控除の適用を受けることができ、2025年の保険料支払額は176,000円であるため、所得税における控除額は4万円となります。」
- (イ)「契約の途中で保険料の支払いが困難となったため、所定の金額まで年金額を減額することで毎回の保険料支払額を減額した場合、減額した部分に対応する解約返戻金が契約者である啓さんに一時金で支払われます。」
- (ウ)「啓さんが毎年受け取る年金による所得は、雑所得として所得税・住民税の課税対象となります。」
- (エ)「毎年年金を受け取っている途中で啓さんが死亡した場合、あらかじめ死亡後の年金受取人を指定していたときは、その指定された年金受取人が啓さんの死亡後に年金を継続して受け取ることができます。」

問 1 3

安西さんは、2024年中に肺がんおよび急性肝炎により合計3回入院をした。下記<資料>に基づき、安西さんが契約している医療保険から、2024年の入院について受け取ることができる入院給付金の合計日数を解答欄に記入しなさい。なお、安西さんはこれまでにこの医療保険から一度も給付金を受け取っていないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

[安西さんの入院日数]		
肺がんにより 29日間入院	急性肝炎により 82日間入院	肺がんにより 42日間入院
← 169日間 →		
[安西さんが契約している医療保険の入院給付金（日額）の給付概要]		
給付金の支払い条件：入院1日目から（日帰り入院含む）支払う。		
1入院限度日数：60日		
通算限度日数：1,095日		
※3大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）による入院は、支払日数無制限である。		
※180日以内に同じ疾病で再入院した場合、1回の入院とみなす。		

問 1 4

大津さんは、自身を契約者（＝被保険者）として、下記＜資料＞の火災保険および自動車保険を契約している。下記＜資料＞に基づく F P の細井さんの補償の対象に関する次の説明の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。また、保険契約は有効に成立しており、超過保険や一部保険には該当せず、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

[火災保険証券（一部抜粋）]

火災保険証券				
建物・家財等に関する補償				
事故の種類	補償の有無	建物保険金額	補償の有無	家財保険金額
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	2,300万円 (免責金額 0円)	○	1,400万円 (免責金額 0円)
② 風災、ひょう災、雪災	×	—	×	—
③ 盗難	○	2,300万円 (免責金額 0円)	○	1,400万円 (免責金額 0円)
④ 水災	○	2,300万円 (免責金額 0円)	○	1,400万円 (免責金額 0円)
⑤ 破損、汚損等 (その他不測かつ突発的な事故)	○	2,300万円 (免責金額 0円)	○	1,400万円 (免責金額 0円)
明記物件	なし			
特約等	個人賠償責任特約 1億円			

※「補償の有無」について、○は有、×は無を示すものとする。

[自動車保険証券（一部抜粋）]

自動車保険証券			
補償種目・免責金額（自己負担額）など		保険金額	
車両保険	免責金額 1回目 0円	エコノミー補償（車対車+A） 180万円	
	2回目 0円		
対人賠償（1名につき）		無制限	
対物賠償	免責金額 0円	無制限	
人身傷害（1名につき）	搭乗中のみ担保	1億円	
その他の条件・特約等			
個人賠償責任特約		なし	

<細井さんの説明>

- ・「自宅で火災が発生し、自宅建物と敷地内に駐車していた被保険自動車に損害が発生した場合、補償の対象となるものは（ア）。」
- ・「大雪による重みで敷地内のカーポート（契約敷地内構築物）が損壊し、駐車していた被保険自動車が押しつぶされて損害が発生した場合、補償の対象となるものは（イ）。」
- ・「大津さんの飼い犬が通行人にかみついてケガをさせた場合の法律上の損害賠償責任については、補償の対象と（ウ）。」
- ・「大津さんの自宅に空き巣が侵入し、時価20万円の絵画が盗難に遭った場合、絵画の盗難損害については、補償の対象と（エ）。」

<語群>

1. ありません
2. 自宅建物のみです
3. 被保険自動車のみです
4. 自宅建物および被保険自動車です
5. カーポートのみです
6. カーポートおよび被保険自動車です
7. なります
8. なりません

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

会社員である川久保さんの2024年分の所得等が下記＜資料＞のとおりである場合、川久保さんが2024年分の所得税の確定申告を行う際に、給与所得と損益通算により控除できる金額に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が生じていることを意味するものとする。

＜資料＞

所得の種類	所得金額	備考
給与所得	780万円	勤務先からの給与で、年末調整済みである。
不動産所得	▲120万円	必要経費：450万円 必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額80万円が含まれている。
譲渡所得	▲60万円	上場株式の売却に係る損失である。
雑所得	▲7万円	副業であるハンドメイド雑貨販売に係る損失で、事業的規模でない。

1. 不動産所得▲40万円が控除できる。
2. 不動産所得▲40万円と雑所得▲7万円が控除できる。
3. 不動産所得▲120万円が控除できる。
4. 不動産所得▲120万円と譲渡所得▲60万円が控除できる。

問 16

会社員の長谷川さんが、配当所得についてすべて総合課税による確定申告を選択した場合、下記<資料>に基づく長谷川さんの2024年分の所得税における配当控除の金額として、正しいものはどれか。
なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[長谷川さんの2024年分の給与所得および所得控除額]

給与所得	1,300万円
所得控除額	350万円

[長谷川さんが2024年中に受け取った配当等]

銘柄	配当等の金額 (税引前)	左記の計算期間	備考
株式会社RC	450,000円	12ヵ月	内国法人の非上場株式から生じた利益剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
株式会社RL	120,000円	12ヵ月	内国法人の上場株式から生じた利益剰余金の配当である。

[配当控除の控除率]

	課税総所得金額等	控除率
①	その年分の課税総所得金額等が1,000万円以下である場合	10%
②	その年分の課税総所得金額等が1,000万円を超え、かつ、課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が1,000万円以下である場合	課税総所得金額等1,000万円以下の部分の配当所得：10% 課税総所得金額等1,000万円超の部分の配当所得：5%
③	その年分の課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が1,000万円を超える場合	5%

1. 28,500円
2. 32,000円
3. 53,500円
4. 57,000円

問 17

給与所得者の有馬聡さん（50歳）は、妻の香織さん（52歳）と生計を一にしている。下記＜資料＞に基づく聡さんの所得税の計算上、配偶者控除または配偶者特別控除として控除される金額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

[2024年分の収入]

聡さん：給与収入 1,050万円

香織さん：パート収入 180万円

[給与所得控除額の速算表]

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円（上限）

[配偶者控除額（所得税）の早見表]

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

[配偶者特別控除額（所得税）の早見表]

配偶者の 合計所得金額	納税者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		48万円超 95万円以下	38万円	26万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

問 18

宮野さんは、加入していた下記<資料>の養老保険が2024年10月に満期を迎えたため、満期保険金を一括で受け取った。宮野さんの2024年分の所得税において、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、宮野さんには、この満期保険金以外に一時所得の対象となるものはないものとする。

<資料>

払込保険料の総額：370万円

満期保険金：450万円

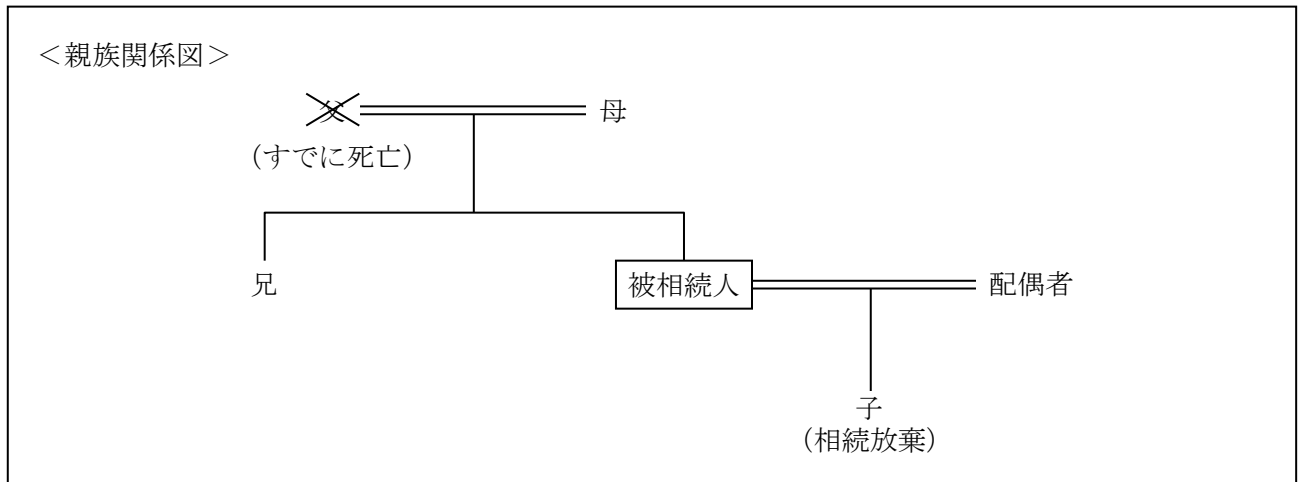
保険期間：10年間

1. 15万円
2. 30万円
3. 40万円
4. 80万円

【第6問】下記の（問19）～（問22）について解答しなさい。

問19

下記<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。



[相続人の法定相続分および遺留分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ア）、遺留分は（イ）である。
- ・ 被相続人の母の遺留分は（ウ）である。

<語群>

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 1. ゼロ | 2. $1/2$ | 3. $1/3$ | 4. $2/3$ | 5. $1/4$ |
| 6. $3/4$ | 7. $1/6$ | 8. $3/8$ | 9. $1/9$ | 10. $2/9$ |

問20

関根さんは、遺言書の作成を検討しているため、FPの氷室さんに相談をした。氷室さんが行った次の(ア)～(エ)の説明について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、遺言書保管所とは、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」に定める遺言書保管所をいうものとする。

- (ア)「公正証書による遺言をした人は、その遺言を自筆証書による遺言によって撤回することができます。」
- (イ)「パソコンで自筆証書遺言書に添付する財産目録を作成する場合、当該目録のすべてのページに署名および押印をする必要があります。」
- (ウ)「自筆証書遺言書保管制度では、自筆証書遺言書の保管を申請する場合、疾病等で遺言者本人が遺言書保管所へ出頭することが難しいときであっても、代理人が出頭することは認められています。」
- (エ)「自筆証書遺言書保管制度により遺言書保管所に保管されている自筆証書遺言書は、相続開始後に家庭裁判所の検認を受ける必要があります。」

問 2 1

下記の相続事例（2024年11月22日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：4,800万円（小規模宅地等の特例適用後：960万円）

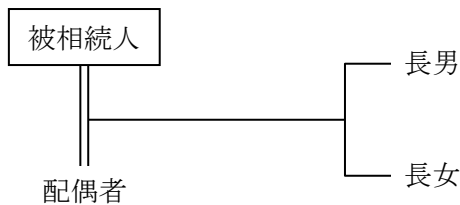
建物：2,200万円

現預金：3,500万円

死亡保険金：2,800万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：1,000万円

＜親族関係図＞



※土地は、「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金は、すべて配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※被相続人の相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もない。

※債務および葬式費用はすべて長女が負担している。

1. 6,960万円
2. 7,960万円
3. 8,460万円
4. 10,800万円

問 2 2

杉山さん（64歳）は、2024年12月に夫から居住用不動産（財産評価額2,980万円）の贈与を受けた。杉山さんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の2024年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2024年においては、このほかに杉山さんが受けた贈与はないものとする。また、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 49万円
2. 171万円
3. 223万円
4. 267万円

【第7問】下記の（問23）～（問25）について解答しなさい。

＜永井家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
永井 貴浩	本人	1972年7月 3日	会社員
えり子	妻	1972年9月 8日	専業主婦
涼子	長女	2008年6月 9日	高校生
靖子	二女	2010年4月10日	中学生

＜永井家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年
西暦（年）		2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
家族構成/ 年齢	永井 貴浩 本人	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳
	えり子 妻	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳
	涼子 長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
	靖子 二女	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
ライフイベント		涼子 高校入学		靖子 高校入学	涼子 大学入学	
変動率						
収入	給与収入（本人）	1%	（ア）			
	給与収入（妻）	—				
	収入合計	—				
支出	基本生活費	2%	253			（イ）
	住居費	—	132			
	教育費	—	130			
	保険料	—	60	60	60	60
	一時的支出	—				
	その他支出	2%	50			
	支出合計	—	625			
年間収支		—				
金融資産残高		1%				

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 3

貴浩さんの給与収入等が下記<資料>のとおりである場合、永井家のキャッシュフロー表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、2024年における貴浩さんの収入は給与収入のみである。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[2024年分の貴浩さんの収入]

給与収入（額面）：780万円

[2024年に貴浩さんの給与から天引きされた支出の年間合計金額]

厚生年金保険料	71万円	健康保険料・介護保険料	44万円	雇用保険料	4万円
所得税	25万円	住民税	34万円	財形貯蓄	36万円
社内預金	12万円	従業員持株会	24万円	社内あっせん販売	10万円

問 2 4

永井家のキャッシュフロー表の空欄（イ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問25

貴浩さんは、住宅の購入を検討しており、住宅ローンの繰上げ返済についてFPの香川さんに質問をした。下記<資料>を使用した香川さんの説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料：住宅ローンの償還予定表（抜粋）>

返済回数（回）	毎月返済額（円）	うち元金（円）	うち利息（円）	残高（円）
140	109,703	73,698	36,005	25,341,731
141	109,703	73,803	35,900	25,267,928
142	109,703	73,907	35,796	25,194,021

<香川さんの説明>

「住宅ローンの返済方法は、『元利均等返済』と『元金均等返済』の2種類があり、<資料>は元利均等返済による住宅ローンの償還予定表の抜粋です。なお、繰上げ返済を行う場合の方法としては、『期間短縮型』と『返済額軽減型』があり、利息軽減効果が大きいのは（ア）で、返済回数140回の返済時に繰上げ返済をする場合の資金は（イ）の返済に充てられます。また、住宅ローンの繰上げ返済を行った結果、当初の住宅ローン契約による最初の返済月から繰上げ返済後の最終の返済月までの期間が（ウ）未満となった場合、繰上げ返済後は住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けることができなくなります。」

1. （ア）期間短縮型 （イ）元金 （ウ）10年
2. （ア）期間短縮型 （イ）元金と利息 （ウ）13年
3. （ア）返済額軽減型 （イ）元金 （ウ）13年
4. （ア）返済額軽減型 （イ）元金と利息 （ウ）10年

【第8問】下記の（問26）～（問28）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問26

鶴見さんは、相続財産として受け取った1,500万円を自身の老後生活資金とするために資産運用を行うこととした。この金額を15年間、年利1.0%で複利運用する場合、15年後の合計額はいくらになるか。

問27

榎田さんは、子どもの大学入学等の費用180万円に充てるために教育ローンの利用を考えている。今後5年間、年利1.0%で毎年借入応当日に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

問28

伊丹さんは、老後の生活資金の一部として、毎年年末に240万円を受け取りたいと考えている。受取期間を25年間とし、年利1.0%で複利運用する場合、受取り開始年の初めにいくらの資金があればよいか。

【第9問】下記の（問29）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

工藤直樹さんは、民間企業に勤務する会社員である。直樹さんと妻の奈津さんは、今後の生活設計や資産形成などについて、FPで税理士でもある宮本さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2025年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
工藤 直樹	本人	1975年 5月26日	49歳	会社員（正社員）
奈津	妻	1976年11月18日	48歳	パートタイマー
ももか	長女	2007年 8月23日	17歳	高校生

[収入金額（2024年）]

直樹さん：給与収入570万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

奈津さん：給与収入70万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

直樹さん名義

銀行預金（普通預金）：460万円

社内預金：400万円

従業員持株会：260万円

奈津さん名義

銀行預金（普通預金）：180万円

銀行預金（外貨預金）：70万円

[住宅ローン]

契約者：直樹さん

借入先：SS銀行

借入時期：2010年10月（居住開始時期：2010年10月）

借入金額：3,200万円（団体信用生命保険付き）

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：変動金利型（年1.4%）

返済期間：30年間

[保険]

定期保険A：保険金額1,500万円（リビング・ニーズ特約付き）。保険契約者（保険料負担者）

および被保険者は直樹さん、保険金受取人は奈津さんである。保険期間は25年。

火災保険B：保険金額1,000万円。保険の目的は自宅建物、保険契約者（保険料負担者）お

よび保険金受取人は直樹さんである。

[その他]

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問29

下記<資料>は、外貨定期預金の契約締結前交付書面の一部である。この契約締結前交付書面に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句として、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

商品概要

[商品名] 外貨定期預金

[商品の概要] 外国通貨建ての、期間の定めのある預金です。

[預金保険] 外貨定期預金は、預金保険制度の（ア）です。

[販売対象] 個人のお客様

税金について

[利息]（イ）が適用されます。

[為替差損益] 雑所得となります。

※雑所得は、原則として確定申告による総合課税の対象です。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。

お預け入れとお引き出しに関わる為替手数料

[お預け入れ] 円の現金でのお預け入れ（1通貨単位当たり） 米ドル：1円

[お引き出し] 円の現金でのお引き出し（1通貨単位当たり） 米ドル：1円

例) お預入時点の為替相場（仲値）が1米ドル＝151円の場合、1万米ドルのお預入金額は、（ウ）となります。

リスクについて

外貨定期預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、当初外貨預金お預入時の為替相場よりも（エ）に推移していたときには、お受取時に円貨ベースで元本割れとなるリスクがあります。

1. 空欄（ア）にあてはまる語句は、「対象」である。
2. 空欄（イ）にあてはまる語句は、「申告分離課税」である。
3. 空欄（ウ）にあてはまる語句は、「1,520,000円」である。
4. 空欄（エ）にあてはまる語句は、「円安」である。

問30

直樹さんの弟の達也さんは、住宅の取得を検討しており、固定資産税および不動産取得税について、FPで税理士でもある宮本さんに質問をした。固定資産税および不動産取得税に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

- ・ 固定資産税が軽減される特例の適用を受ける場合、一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）について、1戸当たり200m²までの部分の固定資産税の課税標準が、固定資産税評価額の（ア）になる。
- ・ 不動産取得税について、一定の条件を満たした新築住宅（認定長期優良住宅ではない）を取得した場合、課税標準から1戸当たり（イ）を控除することができる。また、不動産取得税は、売買だけでなく（ウ）により不動産を取得した場合等にも課税される。

<語群>

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の1 | 3. 6分の1 |
| 4. 1,000万円 | 5. 1,200万円 | 6. 1,500万円 |
| 7. 贈与 | 8. 相続 | 9. 法人の合併 |

問31

ももかさんは、高校卒業後に乗用車の運転免許を取得したいと考えており、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）について、FPの宮本さんに質問をした。自賠責保険の一般的な取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、加害車両が複数の場合については考慮しないものとする。

1. 死亡による損害に対する被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、3,000万円である。
2. 傷害による損害に対する被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、120万円である。
3. 被保険者が被保険自動車を運転中に、ハンドル操作を誤って自宅の塀に衝突した場合、自動車の修理費用は自賠責保険の補償の対象となる。
4. 被保険者が、被保険自動車を運転して駐車場から出庫する際に、誤って駐車場の壁面に衝突し、ケガをして通院した場合、自賠責保険の補償の対象とならない。

問32

直樹さんは、ももかさんの大学進学を控えて奨学金に関心を持ち、FPの宮本さんに質問をした。宮本さんが日本学生支援機構の奨学金（予約採用）の一般的な取扱いについて説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値および語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

	給付型奨学金	貸与型（第一種奨学金）	貸与型（第二種奨学金）
利子	—	無利子	有利子（在学中は無利子） ただし、上限金利は （ア）%
申込の目安 となる基準	（イ）	学力基準および家計基準	学力基準および家計基準
給付額・ 貸与額 （月額）	世帯の所得金額に基づく区 分に応じて、国公立・私立 の別および自宅通学・自宅 外通学の別によって定めら れた金額	世帯の所得金額に基づく区 分に応じて、国公立・私立 の別および自宅通学・自宅 外通学の別によって定めら れた複数の金額から選択	定められた複数の 金額から選択
返還	—	所得連動返還方式か定額 返還方式のどちらかを選択	（ウ）

1. （ア）3 （イ）学力基準および家計基準 （ウ）定額返還方式のみ
2. （ア）3 （イ）家計基準のみ （ウ）所得連動返還方式か定額返還方式のどちらかを選択
3. （ア）5 （イ）学力基準および家計基準 （ウ）所得連動返還方式か定額返還方式のどちらかを選択
4. （ア）5 （イ）家計基準のみ （ウ）定額返還方式のみ

問 3 3

直樹さんは、現在の勤務先を2025年1月に自己都合退職した場合に受給することができる雇用保険の基本手当についてFPの宮本さんに質問をした。下記<資料>に基づく基本手当に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、個別延長給付等の記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[直樹さんのデータ]

- ・ 現在の勤務先に22歳から勤務し、継続して雇用保険に加入しており、雇用保険の基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。
- ・ これまでに雇用保険の給付を受けたことはない。

[基本手当の所定給付日数(抜粋)]

○一般受給資格者

	算定基礎期間	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
離職時の満年齢				
全年齢		90日	120日	150日

○特定受給資格者および一部の特定理由離職者

	算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
離職時の満年齢						
30歳以上35歳未満	90日		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			150日		240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日

- ・ 基本手当を受給できる期間は、原則として (a) である。なお、基本手当の受給期間内に、疾病または負傷等により、引き続いて30日以上職業に就くことができない場合、その就業不能日数を限度として、申出により受給期間を (b) まで延長することができる。
- ・ 直樹さんが受給することができる基本手当の所定給付日数は (c) であり、求職の申込みをした日から7日間の待期期間および原則として (d) の給付制限期間を経て支給が開始される。

- (ア) 空欄 (a) にあてはまる語句は、「離職の日の翌日から1年間」である。
 (イ) 空欄 (b) にあてはまる語句は、「離職の日の翌日から2年間」である。
 (ウ) 空欄 (c) にあてはまる語句は、「330日」である。
 (エ) 空欄 (d) にあてはまる語句は、「2ヵ月」である。

問34

直樹さんは、2025年1月に病気（私傷病）の療養のため休業したことから、傷病手当金についてFPの宮本さんに質問をした。下記＜資料＞に基づき、直樹さんが受け取ることができる傷病手当金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、直樹さんは、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

[直樹さんの2025年1月の出勤状況]

15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	18日 (土)	19日 (日)	20日 (月)	21日 (火)	22日 (水)	23日 (木)
休業	出勤	休業	公休日	公休日	休業	休業	休業	休業

▲
休業開始日

※上記の休業した日については、労務不能と認められており、給与の支給はない。

- ・ 直樹さんへの傷病手当金は、（ア）より支給が開始される。
- ・ 傷病手当金の1日当たりの額は、次の算式で計算される。
[支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額] \times 1 / 30 \times （イ）
- ・ 傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から通算して、最長で（ウ）である。

＜語群＞

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 1月19日 | 2. 1月20日 | 3. 1月23日 |
| 4. 1 / 2 | 5. 2 / 3 | 6. 3 / 4 |
| 7. 1年間 | 8. 1年6ヵ月間 | 9. 2年間 |

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

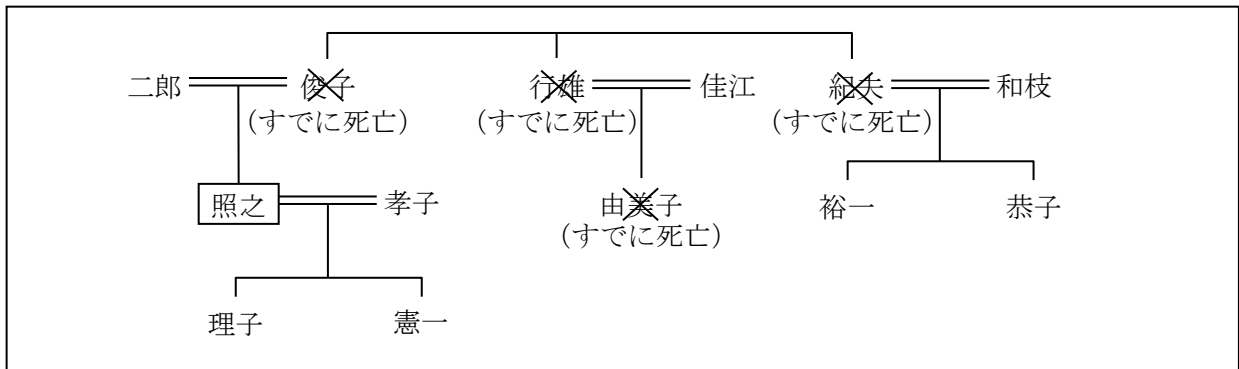
<設例>

国内の上場企業に勤務する羽田照之さんは、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある最上さんに相談をした。なお、下記のデータは2025年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
羽田 照之	本人	1967年 6月27日	57歳	会社員（正社員）
孝子	妻	1968年10月18日	56歳	パートタイマー
理子	長女	2000年 5月11日	24歳	会社員（正社員）
憲一	長男	2004年12月12日	20歳	大学生

II. 羽田家の親族関係図



III. 羽田家（照之さんと孝子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	照之	孝子
金融資産		
現金・預貯金	1,860	570
株式・投資信託	1,420	120
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	3,300	
建物（自宅の家屋）	680	
その他		
動産等	220	40

[資料2：負債残高]

住宅ローン：720万円（債務者は照之さん。団体信用生命保険が付保されている）

自動車ローン：110万円（債務者は照之さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険A	照之	照之	孝子	1,000	—
終身保険B	照之	照之	孝子	500	280
終身保険C	孝子	孝子	照之	300	280
終身保険D	照之	孝子	照之	250	220

注1：解約返戻金相当額は、2025年1月1日現在で解約した場合の金額である。

注2：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注3：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問35

F Pの最上さんは、まず2025年1月1日現在における羽田家（照之さんと孝子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。

<羽田家（照之さんと孝子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
現金・預貯金	×××	自動車ローン	×××
株式・投資信託	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅の敷地）	×××	[純資産]	（ア）
建物（自宅の家屋）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問36

照之さんは、勤務先の早期退職優遇制度に関心があり、FPで税理士でもある最上さんに質問をした。照之さんが勤務先の早期退職優遇制度を利用して退職する場合、下記<資料>に基づき、退職一時金から源泉徴収される所得税額として、正しいものはどれか。なお、照之さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出するものとする。また、照之さんは勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではないものとする。

<資料：照之さんの退職に係るデータ>

入社日	1990年4月 1日
退職日	2025年6月30日
支給される退職一時金	3,600万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

1. 1,296,000円
2. 1,376,500円
3. 1,680,000円
4. 2,028,000円

問37

照之さんは、自身が死亡した場合の自宅の敷地への小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）の適用について、FPで税理士でもある最上さんに質問をした。本特例に関する最上さんの説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、自宅の敷地について、記載のない事項は特定居住用宅地等として、本特例の適用要件を満たしているものとする。

<最上さんの説明>

「特定居住用宅地等の適用限度面積は（ア）で、減額割合は80%です。

照之さんと同居していた孝子さんが、相続により自宅建物および敷地を取得後、その敷地を相続税の申告期限までに売却した場合、本特例の適用を受けること（イ）。また、照之さんと同居していた憲一さんが、相続により自宅建物および敷地を取得後、相続税の申告期限までにその自宅建物をすべて賃貸した場合、本特例の適用を受けること（ウ）。」

1. （ア）330m² （イ）ができます （ウ）はできません
2. （ア）330m² （イ）はできません （ウ）ができます
3. （ア）400m² （イ）ができます （ウ）ができます
4. （ア）400m² （イ）はできません （ウ）はできません

問38

照之さんが下記<資料>の債券を購入し、満期（償還）時まで保有した場合の最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>

表面利率：年0.60%
買付価格：額面100円につき96.70円
発行価格：額面100円につき100.00円
残存期間：8年

問39

照之さんは、現在の勤務先で、65歳の定年を迎えた後も継続雇用制度を利用して厚生年金保険に加入しながら働き続けつつ、65歳から老齢厚生年金を受給した場合の受給額について、FPの最上さんに質問をした。下記<資料>に基づく65歳到達時における支給調整された老齢厚生年金の受給額（年額）として、正しいものはどれか。

<資料>

[老齢厚生年金の額等]		
65歳到達時の老齢厚生年金 (報酬比例部分)の額(年額)		1,320,000円
支給停止額(年額)		300,000円
経過的加算額		58,280円
加給年金額	配偶者	408,100円
	1人目・2人目の子	各234,800円

※照之さんは、大学卒業後の22歳から65歳まで継続して厚生年金保険に加入していたものとし、記載以外の老齢厚生年金の受給要件はすべて満たしているものとする。

※孝子さんは、照之さんに生計を維持されており、大学卒業後の22歳から9年間厚生年金保険に加入していたが、照之さんと結婚後は、厚生年金保険に一切加入していないものとする。

※家族に障害者に該当する者はいないものとする。

1. 1,078,280円
2. 1,428,100円
3. 1,486,380円
4. 1,721,180円

問40

照之さんは、老後の健康について不安を感じており、高齢者が加入する医療制度の仕組みについて、FPの最上さんに質問をした。後期高齢者医療制度の概要に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。

運営主体	都道府県単位で設立された（ア）
被保険者	原則として、以下の①または②に該当する者 ①（イ）以上の高齢者 ② 一定の障害状態にある旨の認定を受けた65歳以上（イ）未満の高齢者
一部負担金の割合	原則として、医療費の1割 ※一定以上の所得がある者や現役並み所得者は別に定める割合
保険料	被保険者単位で、均等割額と所得割額の合計額を（ウ）が徴収

<語群>

- | | | |
|--------------------------|----------------|--------------|
| 1. 全国健康保険協会（協会けんぽ）都道府県支部 | 2. 国民健康保険団体連合会 | |
| 3. 後期高齢者医療広域連合 | | |
| 4. 70歳 | 5. 75歳 | 6. 80歳 |
| 7. 国 | 8. 都道府県 | 9. 市町村および特別区 |